

# ○市税を一時に納付することができない方へ

災害、病気、事業の休廃業などによって、市税を一時に納付することができないと認められる方のために、原則として1年以内の期間に限り市税の納付を猶予する納税緩和措置の制度が設けられています。詳細は納税課までお問合せください。

## 1 徴収の猶予（地方税法第15条に基づくもの）

次の（1）から（4）の要件のすべてに該当する場合は、原則として1年以内の期間に限り、徴収猶予（納税を最大1年猶予すること）が認められることがあります。

（1）次のAからFのいずれかに該当する事実があるとき

- A 納税者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったとき
- B 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき
- C 納税者がその事業を廃止し、又は休止したとき
- D 納税者がその事業につき著しい損失を受けたとき
- E 納税者に上記AからDに類する事実があったとき
- F 本来の納期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したとき

（2）猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき市税を一時に納付することができないと認められるとき

（3）申請書が提出されているとき（上記「（1）F」の場合は納期限までの提出）

（4）担保の提供があるとき（滞納金額が100万円を超え、かつ猶予期間が3月を超えるとき）

## 2 換価の猶予（地方税法第15条の6に基づくもの）

申請により、次の（1）から（5）の要件のすべてに該当する場合は、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められることがあります。

（1）市税を一時に納付することにより、その事業の継続又は生活の維持を困難にする恐れがあると認められるとき

（2）納税について誠実な意思を有すると認められるとき

（3）換価の猶予を受けようとする市税以外の市税の滞納がないとき

（4）納付すべき市税の納期限から6ヶ月以内に申請書が提出されているとき

（5）担保の提供があるとき（滞納金額が100万円を超え、かつ猶予期間が3月を超えるとき）

（問い合わせ先）

鎌倉市御成町18番10号

鎌倉市役所総務部納税課納税担当

電話：0467-23-3000（内線2306）